わが家の健康

国保をささえる保険税

国民医療費は毎年一兆円ずつ増加して昭和六十二年度は十八兆円になろうとしています。

ベット数は毎年全国で三万五千床増えて、ベット一床増加すると四百万円医療費が増加すると言われています。

ところで、村の国保の最近十年間の状況は、表のとおりですが、昭和六十一年度の保険給付費はおよそ三億円で月平均は約二千五百万円になります。

保険給付費は年々増加していますが、国庫補助金とみなさんからいただく保険税とを合わせたものを財源として医療費の支払いをしています。

したがって、国保に加入した人は医者にかかったときには、窓口で実際にかかった医療費の二割ないし三割を支払うだけですむことになります。残りの七割ないし八割は国保の財源から医者に支払われています。

このように、保険税は医療費の支払いに使われるたいへん貴重な財源です。

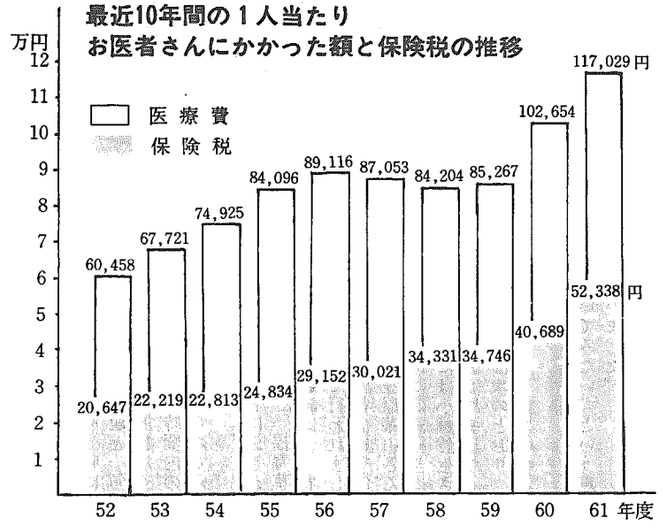

保険税を長期にわたり滞納 ―保険証を返還―

昨年一月に国民健康保険法が改正され保険税を長期にわたり滞納した場合、完納している被保険者に対して不公平となり、保険事業としての運営に重大な支障を来たしますので、悪質な滞納者に対して次のように取り扱うことになりました。

一、保険証を返していただきます

災害など特別の事情がないのに保険税の滞納をしている世帯からは保険証を返していただきます。

二、被保険者資格証明書を発行します

保険証を返していただいた世帯には「被保険者資格証明書」を保険証の代わりにお渡しします。これによって診察を受けてください。

三、おとしよりなどの場合

七十歳以上（寝たきりの人は六十五歳以上）いわゆる老人保健制度で医療を受けている人、または人工透析等長期高額疾病などによって医療を受けている人がいる場合は、別に保険証をお渡しします。これによってこれまでどおり診療を受けてください。

四、被保険者資格証明書で診療を受けると

医者で診療を受けた場合は、一時全額自費で支払うことになり、あとで申請により支払った代金の七割相当額（退職者は八割）を国保から払い戻しをうけることになります。

五、保険証を再交付するとき

滞納している保険税を完納されたとき、または滞納額が著しく減少したとき、あるいは災害や特別の事情があると認められるときはあらためて保険証をお渡しします。

六、保険給付の差し止め

災害や特別の事情がないのに、保険税を滞納しますと、国保で行っている保険給付の支払いの全部または一部をさし止めることができることになりました。相互扶助である国保事業の運営に支障を来たさぬよう、またいざというとき速かに医療の給付を受けられるよう保険税の納入にご協力ください。

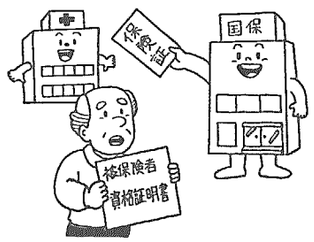

職場を退職し七十歳までの人 ―退職者医療制度―

長い間会社や役所に勤め退職して国保に加入した人で、七十歳未満の人とその家族は退職者医療制度で医療が受けられます。診療を受けるときには「退職被保険者証」を窓口へ提出してください。

医療機関に支払う負担金は次のようになっています。退職被保険者本人は入院・通院とも医療費の二割。扶養家族は、入院が二割、通院は三割です。

国保税納めて安心

七十歳を過ぎたら ―老人保健制度―

七十歳以上（ねたきりのおとしよりは六十五歳以上）の医療は老人保健法のもとに運営されています。

診療を受けるときには、国保の保険証と老人保健法によって交付された「健康手帳」「医療受給者証」を窓口へ提出してください。医療機関に支払う一部負担金は昨年の一月から次のようになりました。

通院……一ヶ月八百円（各医療機関ごとに支払います）

入院……一日四百円（低所得者は三百円を二ヶ月間だけ負担）

学と特の保険証は

修学のため家族と離れて生活をするときは学のしるしのついた保険証を発行しますので在学証明書をそえて届けてください。また住所を置いて長期にわたって旅行や仕事で家を離れるときには特の保険証を発行します。有効期限はその保険証に書いてある日までですが、もし期限前に必要がなくなったときは、すぐに保険証を返してください。

社会保険の認定基準緩和 ―六十歳からの被扶養者―

社会保険に加入している人の被扶養者（家族）の認定基準が下の表のように変わりました。そこで村の国保では現在加入している六十歳以上の人で家族の方が社会保険に加入していて、年間収入額（下表）が基準内と思われる人に社会保険の加入をすすめています。

該当と思われるかたは勤務先を通して申請してください。

その結果社会保険への加入が認められましたなら、交付された会社の保険証と国保の保険証、印かんを持って異動の届けをしてください。

区　分	年間収入額
60歳未満	１００万円未満
60歳以上または障害者	１５０万円未満

※この表でいう年間収入額とは公的年金等の収入も含まれます。

交通災害共済

年間350円で大きな保障 家族そろって加入しましょう

村では、新潟県交通災害共済組合の一日一円の会費で最高百万円の保障、会員相互の助け合いを目的とした「交通災害共済」の加入をよびかけています。

〝交通戦争〟〝交通地獄〟といわれる現在、交通事故は他人事ではなく、誰が、いつ不幸な交通事故に遭うかわかりません。

万一に備えて一日一円の安い掛金で家族全員が交通災害共済に加入されるようお奨めします。

現在加入している方も三月末で共済期間が終わりますので、あらたに手続きが必要です。

加入できる人…横越村に在住の人は、どなたでも加入できます。

掛金…一人年額**三百五十円**です。（途中加入の場合も同額）

共済期間…毎年四月一日から翌年三月三十一日までです。

見舞金…見舞金の請求は、事故発生の日から一年以内ですから、交通事故にあったら役場住民課の係に相談してください。

加入手続き…二月中に嘱託員を通じて六十三年度の申込書を配布しますので、一人三百五十円を添えて申し込んでください。

村臨時職員の登録募集

村では、臨時職員の登録制度を行っています。昭和63年度の登録募集を次により行いますので希望者はご応募ください。

一、職　種　(1)一般事務　(2)保　母

二、申請期間　二月十五日～三月三十一日

※　登録申請用紙及び詳しいことは、役場総務課庶務行政係にお問い合わせください。

保険税の納付相談

村では、保険税の納付に関する相談を受けつけていますので、特別の事情があって保険税を納められない方、その他不明な点がある方は住民課国保係にご照会ください。

2月の納税等

国民健康保険税	6期
下水道受益者負担金	4期
国民年金保険料	11期（2月分）

納期までに忘れずに納めましょう

納税は　明るい未来を　つくる道